

青森県報

号外第二十六号

令和六年
三月二十九日
(金曜日)

目次

選挙管理委員会

○青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程……………(事務局) ……一

監査委員

○青森県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………(事務局) ……一

○監査結果(青森県土地開発公社ほか十箇所)……………(同) ……二

公営企業

○青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………(病院局) ……二

○青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………(同) ……三

○青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程……………(同) ……四

○青森県病院事業文書規程の一部を改正する規程……………(同) ……四

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十一号

青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

青森県選挙管理委員会規程(昭和二十八年三月青森県選挙管理委員会告示第七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項の表中「総務部」を「財務部」に改める。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

監査委員

青森県監査委員告示第一号

青森県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

青森県監査委員	竹 内 均
青森県監査委員	川 嶋 由紀子
青森県監査委員	櫛 引 ユキ子
青森県監査委員	小比類卷 正 規

青森県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県監査委員事務局の組織等に関する規程(令和二年四月青森県監査委員告示第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十八号中「第二百四十三条の二第二項又は第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改め、同条第二項中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第八号中「(昭和二十七年法律第二百九十二号)」を削り、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 法第二百四十三条の二第十項(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二において準用する場合を含む。)の規定に基づく指定公金事務取扱者の検査の報告に関すること。

別表中「第十五条」を「第十四条」に改める。
第一号様式及び第二号様式中「第七条」を「第六条」に改める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

青森県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定による財政的援助団体等に係る監査を青森県監査委員監査基準（令和二年四月青森県監査委員告示第二号）に準拠して実施したので、その結果を同条第九項の規定により次のとおり公表する。

令和六年三月二十九日

青森県監査委員	竹 内 均
青森県監査委員	川 嶋 由紀子
青森県監査委員	櫛 引 ヒキ子
青森県監査委員	小比類巻 正 規

1 監査の着眼点（評価項目）

財政的援助団体に応じ、おおむね次に掲げる事項に着眼して監査を行った。

(1) 出資団体

出納事務が適正に行われているか等

(2) 指定管理団体

基本協定書、年度協定書及び仕様書に基づき管理運営に係る出納事務が適正に行われているか等

2 監査の実施内容

(1) 監査日

令和6年3月22日

(2) 実施内容

監査対象箇所における事務のうち、財政的援助等に係る出納その他の事務の実施について、関係書類等により監査を行った。

3 監査の対象

(1) 監査事項

ア 出資団体

出納その他の事務の執行

イ 指定管理団体

公の施設の管理に関連する部分

(2) 対象期間

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

(3) 対象箇所名

ア 出資団体

青森県土地開発公社、青森県道路公社、公立大学法人青森県立保健大学、地方独立行政法人青森県産業技術センター

イ 指定管理団体

ジェンテアツアみさわ、一般社団法人青森県ろうあ協会、青森パーキング株式会社、豊産管理株式会社、株式会社サン・コーポレーション、スポルト青森グループ、三八五グリーンネット

4 監査の結果

監査した限りにおいて、おおむね適正である。

公 営 企 業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第二号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号イ中「地域医療課」を「地域医療室」に改める。

第六条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項

中「、神経血管内治療部」を削り、「及び臨床心理支援部」を、「臨床心理支援部及び薬物療法部」に改め、同項の次に次の一項を加える。

十 放射線部に放射線診断・I V R治療科及び神経血管内治療科を置く。

第七条第一項第四号イ中「診断」の下に「及び治療」を加え、「（神経血管内治療部の分掌に係る事務を除く。）」を削り、同項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

十六 薬物療法部の分掌事務は、次のとおりとする。

イ 各診療科の医師の指示に基づくがん患者の薬物療法の実施に関すること。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第三号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「臨床工学技士による」を「臨床工学技士及び診療放射線技師」に改める。

附則第五号中「四万九千円」を「五万九千円」に改める。

附則第六号及び第七号を削り、第八号及び第九号を二号ずつ繰り上げる。

別表第五の病院局医療職給料表（一）以外の給料表が適用される職員の表中

経営企画室長	経営企画室長
地域医療室長	地域医療室長
つくしが丘病院運営室長	つくしが丘病院看護部長
つくしが丘病院看護部長	

を

に、

副参事

総務課長

経理課長

情報管理課長

中央病院医学物理指導監

中央病院病理指導監

中央病院臨床検査・輸血指導監

中央病院薬剤部長

中央病院薬剤指導監

中央病院医療の質向上推進監

中央病院リハビリテーション指導監

中央病院腫瘍放射線指導監

中央病院放射線診断指導監

中央病院看護指導監

中央病院看護企画監

つくしが丘病院運営室長

つくしが丘病院看護部次長

副参事

総務課長

経理課長

中央病院医学物理指導監

中央病院病理指導監

中央病院臨床検査・輸血指導監

中央病院薬剤部長

中央病院薬剤指導監

中央病院医療の質向上推進監

中央病院リハビリテーション指導監

中央病院腫瘍放射線指導監

に改める。

を

中央病院放射線診断指導監
 中央病院看護指導監
 中央病院看護企画監
 つくしが丘病院運営室長
 つくしが丘病院看護部次長

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行し、改正後の青森県病院局職員の給与の規程附則第五項の規程は、令和五年四月一日から適用する。

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第四号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号及び第二十条第二号中「障害」を「障がい」に改める。

第二十一条第一項第四号イ中「障害が」を「障がいが」に改め、同号ウ中「障害」を「障がい」に改める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

青森県病院事業文書規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第五号

青森県病院事業文書規程の一部を改正する規程

青森県病院事業文書規程（平成二十五年九月青森県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第六項中「第二十八条第四項第二号」を「第二十八条第四項第一号」に改める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

（発行者・発行人）
 青森市長島一丁目一番一号
 青 森 県

（印刷所・販売人）
 青森市第二間屋町三丁目一番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十八円九十銭